

〇つくば市産業振興センター条例施行規則

平成21年 1 月27日

規則第 2 号

改正 平成24年 7 月 5 日規則第40号 平成29年 3 月31日規則第20号
平成30年 2 月16日規則第 8 号 令和元年 9 月 5 日規則第14号
令和元年12月 3 日規則第32号 令和 2 年 5 月27日規則第57号
令和 3 年 1 月25日規則第 2 号 令和 3 年 9 月29日規則第73号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長は、定期利用席（コワーキングスペース（条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定するコワーキングスペースをいう。以下同じ。）のうち月を単位とした利用の許可をするものをいう。以下同じ。）の利用者（定期利用席の利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）のない定期利用席があるとき又は定期利用席の利用者が定期利用席から退去することが見込まれるときは、期間を定めて、定期利用席の利用希望者（定期利用席を利用しようとする者をいう。以下同じ。）を公募するものとする。

2 市長は、事業支援室の利用者（条例第 7 条第 1 項に規定する事業支援室の利用者をいう。以下同じ。）のない事業支援室（条例第 4 条第 1 項第 5 号に規定する事業支援室をいう。以下同じ。）があるとき又は事業支援室の利用者が事業支援室から退去することが見込まれるときは、当該事業支援室につき、期間を定めて、事業支援室の利用希望者（事業支援室を利用しようとする者をいう。以下同じ。）を公募するものとする。

(令元規則14・一部改正)

(供用日及び供用時間)

第2条の2 条例第4条第1項各号に掲げる施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(令元規則14・追加)

(利用許可の申請等)

第2条の3 コワーキングスペース、セミナールーム（条例第4条第1項第3号に規定するセミナールームをいう。以下同じ。）及び会議室（条例第4条第1項第4号に規定する会議室をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) コワーキングスペース（定期利用席を除く。） 利用しようとする日の30日前から利用しようとする日まで

(2) コワーキングスペース（定期利用席に限る。） 第2条第1項の規定により定めた期間

(3) セミナールーム 利用しようとする日の6か月前から利用しようとする日の5日前まで

(4) 会議室 利用しようとする日の30日前から利用しようとする日まで

3 市長は、コワーキングスペース、セミナールーム及び会議室について条例第6条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可書（様式第1号の2）を申請者に交付するものとする。

4 市長は、コワーキングスペース、セミナールーム及び会議室について条例第6条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）不許可通知書（様式第1号の3）により、その旨を申請者に通

知するものとする。

- 5 第3項の利用許可書の交付を受けた者が許可に係る事項を変更しようとする場合は、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 6 第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「前項の利用許可申請書」とあるのは「第5項の利用変更許可申請書」と、同項第2号中「第2条第1項の規定により定めた期間」とあるのは「第3項の利用許可書の交付を受けた日から利用しようとする日の5日前まで」と読み替えるものとする。
- 7 市長は、第5項の規定による申請に対して条例第6条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可書を申請者に交付するものとする。
- 8 市長は、第5項の規定による申請に対して条例第6条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）不許可通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（令元規則14・追加）

第3条 事業支援室の利用希望者は、第2条第2項の規定により定めた期間内に、つくば市産業振興センター事業支援室利用許可申請書（様式第1号の4）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）事業支援室の利用希望者が会社の場合にあつては、次に掲げる書類

ア 当該会社の登記事項証明書。ただし、現状を記載したものに限る。

イ 各事業年度の次に掲げる書類（設立してから3事業年度以上経過した場合にあつては、直前3事業年度分の書類）の写し

（ア）株式会社にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第435条に規定する貸借対照表、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

(イ) 合名会社、合資会社及び合同会社にあつては、会社法第617条に規定する貸借対照表及び計算書類

ウ 当該会社の申請日の属する年度分の市税の納税状況を称する書類。ただし、当該年度分の税額が確定していないときは、当該年度の前年度分の市税の納税状況を証する書類とする。

(3) 事業支援室の利用希望者が個人の場合にあつては、次に掲げる書類

ア 開業届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書という。）の写し

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し。ただし、現状を記載したものに限る。

ウ 事業を開始した年から申請日の属する年までの各年分の確定申告書（事業を開始してから3年以上経過した場合にあつては、直前3年分の確定申告書）の写し

エ 申請日の属する年度分の市税の納税状況を証する書類。ただし、当該年度分の税額が確定していないときは、当該年度の前年度分の市税の納税状況を証する書類とする。

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第6条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センター事業支援室利用許可書（様式第3号）を事業支援室の利用希望者に交付するものとする。

3 市長は、条例第6条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センター事業支援室利用不許可通知書（様式第4号）により、その旨を事業支援室の利用希望者に通知するものとする。

（平24規則40・平29規則20・令元規則14・一部改正）

（定期利用席の利用者等の選定）

第4条 定期利用席の利用希望者の数が、第2条第1項の規定による公募に係る定

期利用席の数を上回る場合には、市長は、抽選その他公正な方法により定期利用席の利用者を選定するものとする。

- 2 事業支援室の利用希望者のうち条例第5条第2項の要件を満たす者の数が、第2条第2項の規定による公募に係る一の事業支援室につき、複数となる場合には、市長は、抽選その他公正な方法により事業支援室の利用者を選定するものとする。

(平29規則20・令元規則14・一部改正)

(事業支援室の利用期間の延長の申請等)

第5条 事業支援室の利用期間の延長を希望する者（以下「延長利用希望者」という。）は、延長前の事業支援室の利用期間（条例第6条第4項に規定する事業支援室の利用期間をいう。以下同じ。）が満了する日の90日前までに、つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長許可申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業支援室の利用期間内に行った事業活動の成果を記載した書類
- (2) 延長利用希望者が法人の場合にあっては、第3条第2号イ及びウに掲げる書類
- (3) 延長利用希望者が個人の場合にあっては、第3条第3号ウ及びエに掲げる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、条例第7条第2項において準用する条例第6条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長許可書（様式第6号）を延長利用希望者に交付するものとする。

- 3 市長は、条例第7条第2項において準用する条例第6条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長不許可通知書（様式第7号）により、その旨を延長利用希望者に通知するものとする。

(平29規則20・令元規則14・一部改正)

(使用料の納入期限)

第6条 条例第8条第4項ただし書の規則で定める場合における使用料の納入期限は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める日とする。

(1) 月の中で定期利用席又は事業支援室の利用を開始し、又は終了したとき
当該月の末日

(2) 毎年4月分の使用料を納入するとき 当該月の末日

(令元規則14・一部改正)

(使用料の減免)

第6条の2 条例第8条の2第2項の規則で定める新規中小企業者、研究機関、起業家等及び割合は、別表第2のとおりとする。

2 条例第8条の2第1項及び第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条の3第1項又は第5項の規定による申請の際に、つくば市産業振興センター使用料減免申請書（様式第7号の2）にその事由を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、条例第8条の2第1項の規定により使用料の減免を受けようとする場合は、減免の事由を明らかにする書類の添付を要しない。

3 市長は、前項の規定による申請に対して使用料を減免するかどうかを決定したときは、つくば市産業振興センター使用料減免決定通知書（様式第7号の3）により申請者に通知するものとする。

(令元規則14・追加)

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。

(1) 災害、つくば市産業振興センターにおける工事その他利用者の責めに帰することができない理由により、停電、水道の断水等が発生し、定期利用席又は事業支援室の利用に支障を来す状態が1日当たり8時間以上となる日が2日以上続いたとき。

(2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により定期利用席又は事業支援室の利用ができないとき。

2 条例第9条ただし書の規定により還付する額は、還付の対象となる日が属する月の使用料の額を当該月の日数で除して得た額に、当該還付の対象となる日数を乗じて得た額とする。

3 前項の場合において、算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、つくば市産業振興センター使用料還付請求書（様式第7号の4）に使用料を納付したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による請求に対し、使用料を還付し、又は還付しないことを決定したときは、つくば市産業振興センター使用料還付・不還付決定通知書（様式第7号の5）により請求者に通知するものとする。

（平30規則8・令2規則57・一部改正）

（事業支援室の利用者の負担する費用）

第8条 条例第10条第4号の市長が事業支援室の利用者の負担とすることが適當であると認めて規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 蛍光灯その他の消耗品に係る費用

(2) 条例第14条第1項に規定する特別の設備若しくは機器の取付け又は事業支援室の原状の変更に要する費用

（平30規則8・令元規則14・一部改正）

（届出）

第9条 事業支援室の利用者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかに、つくば市産業振興センター事業支援室申請事項等変更等届出書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

(1) 申請書の記載事項に変更があったとき。

(2) 業種を変更しようとするとき。

(3) 事業支援室を引き続き15日以上利用しないとき。

(4) 条例第13条第1項第4号、第6号又は第7号に掲げる場合に該当したとき。

2 事業支援室の利用者は、事業支援室の利用期間の途中で事業支援室から退去するときは、退去する日の90日前までに、つくば市産業振興センター事業支援室等退去届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、条例第13条第1項の規定により条例第6条第1項（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を取り消されたときは、この限りでない。

3 事業支援室の利用者は、事業支援室又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに、つくば市産業振興センター事業支援室等損傷等届出書（様式第10号）により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

4 第2項の規定は、定期利用席の利用者について準用する。この場合において、同項中「事業支援室」とあるのは「定期利用席」と、「90日前」とあるのは「30日前」と読み替えるものとする。

（平29規則20・平30規則8・令元規則14・一部改正）

（退去後の検査）

第10条 事業支援室の利用者は、事業支援室から退去したときは、その旨を市長に報告して、その検査を受けなければならない。

（令元規則14・一部改正）

（施設の利用者等の遵守事項）

第11条 条例第12条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設の利用者（条例第12条第1項に規定する施設の利用者をいう。）、来館者及び近隣施設に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) つくば市産業振興センターの施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(3) 火災、盗難、人身事故その他事故の防止に努めること。

(4) 寄付の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。

(5) 市長の許可を受けていない薬品等を持ち込まないこと。

(6) その他市長の指示する事項

(平29規則20・令元規則14・一部改正)

(利用の制限等)

第12条 市長は、条例第13条第1項の規定により施設及びその附属設備の利用を制限し、若しくは停止し、又は条例第6条第1項（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を取り消したときは、これらの処分を受ける者に対し、つくば市産業振興センター施設等利用制限・利用停止・利用許可取消通知書（様式第11号）により、その内容を通知するものとする。

(令元規則14・一部改正)

(特別の設備の取付け等の申請等)

第13条 条例第14条第1項の許可を受けようとする者は、つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等許可申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 取り付けようとする設備又は機器の仕様書

(2) 取付工事の概要が分かる書類

2 市長は、条例第14条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等許可書（様式第13号）を条例第14条第1項の許可を受けようとする者に交付するものとする。

3 市長は、条例第14条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等不許可通知書（様式第14号）により、その旨を条例第14条第1項の許可を受けようとする者に通知するものとする。

(平29規則20・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例附則第1項本文の規則で定める日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、公布の日から施行する。

(最初の審査会の招集)

- 2 第15条の規定の施行後最初に招集すべき審査会は、同条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

- 3 条例附則第4項の規定に基づき行う事業支援室の利用の許可及び特別の設備の取付けの許可に関する手続については、この規則の施行の日前においても第2条から第4条まで及び第13条の例により行うことができる。

附 則（平成24年規則第40号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年規則第20号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年9月20日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例（令和元年つくば市条例第5号）附則第2項の規定に基づき行う利用の許可に関する手続については、この規則の施行の日前においてもこの規則による改正後のつくば市産業振興センター条例施行規則の例により行うことができる。

附 則（令和元年規則第32号）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、つくば市産業振興センター条例の規定により既にセミナールームの利用の許可を受けている者の当該許可に係る供用時間については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年規則第 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例（令和 2 年つくば市条例第50号）附則第 3 項の規定に基づき行う利用の許可に関する手続については、この規則の施行の日前においてもこの規則による改正後のつくば市産業振興センター条例施行規則の例により行うことができる。

附 則（令和 3 年規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条の 2 関係）

(令元規則14・追加、令元規則32・一部改正)

施設名	供用日	供用時間
交流スペース	1 月 4 日から12月28日 日まで	午前10時から午後 9 時まで（日曜日、土 曜日及び国民の祝日 に関する法律（昭和

			23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前10時から午後7時まで)
コワーキングスペース	時間又は日を単位としての利用	1月4日から12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）	午前11時から午後9時まで
	定期利用席の利用	1月1日から12月31日まで	午前零時から午後12時まで
セミナールーム		1月4日から12月28日まで	午前11時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前11時から午後7時まで)
会議室	時間又は日を単位としたコワーキングスペースの利用許可を受けた者が利用する場合	1月4日から12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）	午前11時から午後9時まで
	定期利用席の利用者又は事業支援室	1月1日から12月31日まで	午前零時から午後12時まで

	の利用者が利用する 場合		
事業支援室		1 月 1 日から12月31 日まで	午前零時から午後12 時まで

別表第 2（第 6 条の 2 関係）

（令元規則14・追加）

新規中小企業者、研究機関、起業家等	割合
1 つくば市内の新規中小企業者 2 筑波大学発ベンチャーとして認定されている法人 3 つくば市内の国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究に従事する者で起業を計画しているもの 4 つくば市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）をいう。）に通学する者 5 過去 2 年以内につくば市スタートアップ事業コンサルティングに採択された者 6 過去 2 年以内にスタートアップに関するつくば市の補助金の交付を受けた実績がある者 7 過去 2 年以内につくばSociety5.0社会実装トライアル支援事業においてスタートアップ賞に採択された実績がある者	2 分の 1

様式第 1 号（第 2 条の 3 関係）

つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可申請書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

つくば市産業振興センターの施設を利用（施設の利用を変更）したいので、次のとおり申請します。

利 用 施 設 名	☐ コワーキングスペース（時間又は日を単位とするもの） ☐ コワーキングスペース（定期利用席 自由席） ☐ コワーキングスペース（定期利用席 指定席） ☐ セミナールーム ☐ 会議室
利用（変更）希望日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 から 時まで
利 用 （ 変 更 ） 目 的	
連絡先（申請者と異なる場合は、記入してください。）	担当者職氏名
	電話番号
	メールアドレス
（申請者に親権者その他の法定代理人がいる場合は、記入してください。） 申請者がつくば市産業振興センターの施設を利用することについて同意します。 年 月 日 法定代理人 住所 氏名（署名） 電話番号	

備考 該当する□にレ印を付してください。

様式第1号の2(第2条の3関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長



つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用(変更)許可書

年 月 日付けで申請のあったつくば市産業振興センターの施設の利用(の変更)について、次のとおり許可します。

1 利用施設名

- ☐コワーキングスペース(時間又は日を単位とするもの)
- ☐コワーキングスペース(定期利用席 自由席)
- ☐コワーキングスペース(定期利用席 指定席)
- ☐セミナールーム
- ☐会議室

2 利用(変更)日時

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

3 使用料の額

円

4 許可の条件

(教示)

様式第1号の3(第2条の3関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長

印

つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用(変更)不許可通知書

年 月 日付けで申請のあったつくば市産業振興センターの施設の利用(の変更)許可については、次の理由により許可しないことを決定しましたので通知します。

理由

(教示)

様式第1号の4(第3条関係)

つくば市産業振興センター事業支援室利用許可申請書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

事業支援室を利用したいので、次のとおり申請します。

事業支援室番号	第1希望 号室
	第2希望 号室
利用希望期間 (1年以内)	年 月 日から 年 月 日まで
事業支援室で行 う事業の概要	
連絡先(申請者 と異なる場合 は、記入してく ださい。)	担当者職氏名
	電話番号
	メールアドレス

備考

- 1 つくば市産業振興センター条例施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付してください。
- 2 提出された書類は、返却いたしません。

様式第2号(第3条関係)

事業計画書

1 申請者(会社又は個人)の概要
(1) 申請者の概要、連絡先等

(フリガナ) 会社名又は 商号				
本社所在地	〒			
(フリガナ) 代表者氏名			生年月日	年 月 日 ()歳
電話番号			FAX番号	
e-mail			URL	
業 種				
設立年月日			資本金	
従業員数(会社全体)	正社員()人＋非正規雇用労働者()人＝()人			
従業員数(当該施設)	正社員()人＋非正規雇用労働者()人＝()人			
◇事業内容				
◇役員構成(略歴欄は最終学歴、職歴、資格等)				
役職名	常勤・非常勤	氏 名	生年月日	略 歴
◇組織体制等				
体制略図		本社以外の主要事業所		
		主要取引金融機関		

備考 個人の場合は、「本社所在地」の欄、「代表者氏名」の欄及び「設立年月日」の欄にそれぞれ住所、氏名及び開業年月日を記入してください。

(2) 沿革及び経歴

◇沿革(設立から現在までの事業所の設置、商号変更、業務提携、資本金の推移等。個人の場合は、職歴)	
年 月	内 容
◇代表者の経歴(最終学歴、職歴、資格等)	

(3) 株主の状況

株 主 名	保有株式数(株)	持株比率(%)	役員・会社との関係
合 計		100	

2 本施設で実施する事業内容等について

(1) 施設利用の動機及び目的並びに施設内で行う事業内容

--

(2) 事業の実施体制(生産及び仕入方法並びに他社との協力関係)

--

(3) 製品又はサービスについて

◇製品又はサービスの内容
◇知的財産権の取得状況(特許(出願)番号も記入)
◇販売ターゲット(顧客)
◇市場の規模及び状況並びに販売エリア
◇競合状況及び他の製品又はサービスとの違い(優位性及び弱点)
◇販売方法及びPRの方法

(4) 事業実施上の問題点及び課題

--

(5) 現在の事業の進捗状況と今後の事業展開の予定

--

3 施設退去後の事業所等の配置計画



4 収支計画(会社全体(本施設で実施する事業業績を含む。))

(単位：千円)

項 目			年 月 期	年 月 期	年 月 期
売上高	単価				
	数量				
売上高計 (A)					
売上原価	商品仕入				
	原材料費				
	外注加工費				
売上原価計 (B)					
売上総利益 (C) = (A) − (B)					
販売・一般管理費	人件費	給与手当等			
	経費	①賃借費			
		②光熱費			
		③通信費			
		④広告宣伝費			
		⑤研究開発費			
		⑥減価償却費			
		⑦その他			
販売・一般管理費の計 (D)					
営業利益 (E) = (C) − (D)					
営業外利益 (F)					
営業外費用 (G)					
経常利益 (H) = (E) + (F) − (G)					
法人税等 (I) = (H) × 45%					
当期利益 (J) = (H) − (I)					

備考 向こう3年間の計画について記入してください。

5 資金計画(会社全体)

(単位：千円)

	年 月期		年 月期		年 月期	
	項 目	金 額	項 目	金 額	項 目	金 額
資金需要						
計						
資金調達						
計						

備考 向こう3年間の計画について記入してください。

6 資金繰表(会社全体)

(単位：千円)

項目／月別		月	月	月	月	月	月
前月繰越高							
経常収入	売上現金収入						
	受取手形期日入金						
	受取手形割引						
	その他収入						
経常収入計(A)							
経常支出	仕入現金支払						
	支払手形決済						
	人件費						
	その他諸経費						
	支払利息割引料						
	その他支出						
経常支出計(B)							
経常収支過不足 (C) = (A) - (B)							
経常外収入	短期借入金						
	長期借入金						
	増資・社債発行						
	その他収入						
経常外収入計(D)							
経常外支出	短期借入金返済						
	長期借入金返済						
	設備費支払						
	その他支出						
経常外支出計(E)							
経常外収支過不足 (F) = (D) - (E)							
総合収支過不足 (G) = (C) + (F)							
翌月繰越高							

備考

- 1 向こう6か月間の計画について記入してください。
- 2 最初の月の繰越高については、自己資金を記入してください。

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長



つくば市産業振興センター事業支援室利用許可書

事業支援室の利用について、次のとおり許可します。

- 1 利用期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 事業支援室番号等
号室(m²)
- 3 使用料の額(月額)
円
- 4 使用料の納入方法
つくば市の発行する納入通知書により納入すること。
- 5 許可条件

(教示)

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長



つくば市産業振興センター事業支援室利用不許可通知書

年 月 日付で申請のあった事業支援室の利用許可については、次の理由により許可しないことを決定しましたので通知します。

理由

(教示)

様式第5号(第5条関係)

つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長許可申請書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名称及び代表者の
氏名)

事業支援室の利用期間を延長したいので、次のとおり申請します。

事業支援室番号	号室
利用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長希望期間 (1年以内)	利用許可期間の末日の翌日から 年 月 日まで

備考

- 1 つくば市産業振興センター条例施行規則第5条第1項各号に掲げる書類を添付してください。
- 2 提出された書類は、返却いたしません。

様式第6号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長



つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長許可書

事業支援室の利用期間の延長について、次のとおり許可します。

- 1 利用期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 事業支援室番号等
号室(m²)
- 3 使用料の額(月額)
円
- 4 使用料の納入方法
つくば市の発行する納入通知書により納入すること。
- 5 許可条件

(教示)

様式第7号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長



つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長不許可通知書

年 月 日付で申請のあった事業支援室の利用期間の延長については、次の理由により許可しないことを決定しましたので通知します。

理由

(教示)

様式第7号の2（第6条の2関係）

つくば市産業振興センター使用料減免申請書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

つくば市産業振興センターの施設の使用料の減免について、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで 時から 時まで
利 用 施 設	☐ コワーキングスペース ☐ セミナールーム
減 免 事 由	☐ 条例第8条の2第1項に該当 ☐ 規則別表第2の(1・2・3・4・5・6・7)に該当 (1から7までのいずれかの番号を○で囲んでください。)

備考

1 該当する□にレ印を付してください。

2 規則別表第2の1から7までのいずれかに該当する場合は、それを明らかにする書類を添付してください。

様式第7号の3(第6条の2関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長



つくば市産業振興センター使用料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあったつくば市産業振興センターの施設の使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

1 免除(減額)する

(1) 利用日時

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

(2) 利用施設

- ☐ コワーキングスペース
☐ セミナールーム

(3) 減免額

円

(4) 減免後の使用料の額

円

2 免除(減額)しない

理由

(教示)

様式第 7 号の 4（第 7 条関係）

つくば市産業振興センター使用料還付請求書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

つくば市産業振興センターの使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利 用 施 設 名	☐ 定期利用席（自由席） ☐ 定期利用席（指定席） ☐ 事業支援室（ 号室）		
利用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
還付請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
還付請求理由			
還付請求金額	円		
振 込 先	銀 行	本店・支店	
	金庫・組合	本所・支所	
	農協・漁協	出張所	
	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義		

備考

- 1 該当する□にレ印を付してください。
- 2 つくば市産業振興センター条例施行規則第 7 条第 4 項に規定する使用料を納付したことを証する書類を添付してください。

様式第 7 号の 5（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

㊟

つくば市産業振興センター使用料還付・不還付決定通知書

年 月 日付けで請求のあったつくば市産業振興センターの使用料の
還付については、次のとおり決定したので通知します。

- 1 還付
還付対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
還付理由
還付する金額 円
- 2 不還付
理由

様式第8号(第9条関係)

つくば市産業振興センター事業支援室申請事項等変更等届出書

年 月 日

つくば市長 宛て

届出者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

申請事項等に変更があったので、次のとおり届け出ます。

事業支援室番号		号室
変更内容	変更年月日	
	変更事項	
	内 変更前	
	変 更 後	
不利用	利用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで
	利用しない理由	
条例例	条例第13条第1項第4号、第6号及び第7号に掲げる事由のうち該当するものを記入してください。 ()	

様式第9号（第9条関係）

つくば市産業振興センター事業支援室等退去届出書

年 月 日

つくば市長 宛て

届出者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

事業支援室（定期利用席）から退去するので、次のとおり届け出ます。

利 用 施 設	☐ 事業支援室 ☐ 定期利用席
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 支 援 室 番 号	号室
退 去 す る 理 由	☐ 利用期間の満了（事業支援室のみ） ☐ 上記以外（理由を簡潔に記入してください。） ()
退 去 予 定 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 該当する□にレ印を付してください。
- 2 事業支援室番号は、事業支援室から退去する場合のみ記入してください。

様式第10号(第9条関係)

つくば市産業振興センター事業支援室等損傷等届出書

年 月 日

つくば市長 宛て

届出者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名
称及び代表者の氏名)

事業支援室等を損傷(汚損、滅失)したので、次のとおり届け出ます。

損 傷 等 の 日 時	年 月 日 時 分
損傷(汚損・滅失) した箇所又は物件	
損傷(汚損・滅失) の内容及び程度	
損傷(汚損・滅失) の 理 由	

様式第11号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長 ㊟

つくば市産業振興センター施設等利用制限・利用停止・利用許可取消通知書

つくば市産業振興センターの施設等の利用許可を取り消した(利用を制限した・利用を停止した)ので、次のとおり通知します。

- 1 利用施設
- ☐ コワーキングスペース
- ☐ セミナールーム
- ☐ 会議室
- ☐ 事業支援室
- 2 利用許可年月日
- 年 月 日
- 3 利用許可期間
- 年 月 日から 年 月 日
- 4 利用許可取消(利用制限・利用停止)の内容
- 5 利用許可取消(利用制限・利用停止)の理由

(教示)

様式第12号(第13条関係)

つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等許可申請書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(会社にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

特別設備を取付け(原状を変更し)たいので、次のとおり申請します。

特別設備の取付(原状変更)の目的	
事業支援室番号	号室
特別設備の内容	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
実施方法	
復旧方法	

備考

- 1 添付書類
 - (1) 設計書
 - (2) 平面図、断面図及び構造図
- 2 提出された書類は、返却いたしません。
- 3 工事完了後は、速やかに報告してください。

様式第13号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長 印

つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等許可書

特別設備の取付(事業支援室の原状の変更)については、次のとおり許可します。

- 1 目的
- 2 事業支援室番号
号室
- 3 許可の内容
- 4 工事期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 許可条件
退去するとき又は市長が指示したときは、直ちに原状に復すること。

(教示)

様式第14号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市長

印

つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等不許可通知書

年 月 日付で申請のあった特別設備の取付(事業支援室の原状の変更)については、次の理由により許可しないことを決定したので通知します。

理由

(教示)